

平成19年度 組織・機構の見直しについて

平成15年度より意思決定の迅速化や弾力的な組織運営を図るため、フラット化、フレキシブル化、フロント化を基本とした組織・機構改革を進めており、平成18年度には小規模室の統合や総合計画の更なる推進を目指し担当部長、担当監の配置を実施しました。

今年度においては、現行の組織体制を維持しつつ、総合窓口センターの開設を主とした必要最小限の見直しを行いました。

・見直しの内容

1. 総合窓口センターの開設

市民志向の質の高いサービスを提供するため、届出、申請、情報、相談、案内等の対応を総合化し、サービス部門を総合的に全面に出す組織のフロント化として、総合窓口センターを開設しました。

(1) 所掌事務

市民情報相談センターと戸籍登録室及び税証明部門を再編・統合し、市民部所属の室として下記業務を所掌する『総合窓口センター』を設置しました。

現戸籍登録室所掌事務

現市民情報相談センター所掌事務

税務諸証明

住民異動に伴う国民健康保険、国民年金、老人保健、福祉医療、介護保険の各資格異動手続、児童手当の申請受付

(2) 戸籍登録担当室長の配置

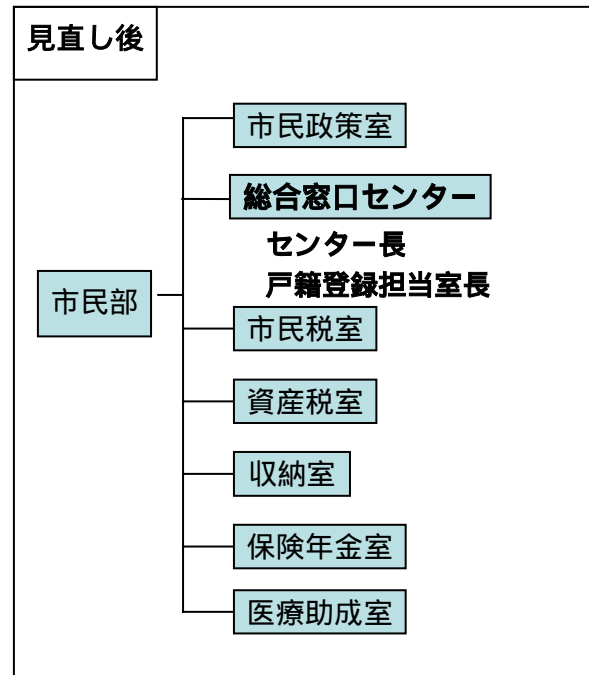
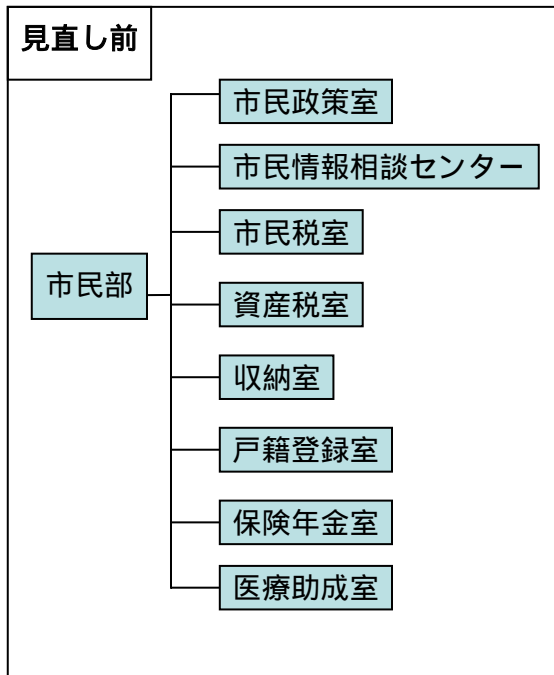
総合窓口センターには、センター長（室長級）と市の基幹業務である現戸籍登録室が所掌する業務に対応するため、戸籍登録担当室長を配置しました。

(3) 総合窓口センターの体制

フロントヤードである窓口業務とバックヤードである戸籍登録業務で構成されます。また窓口業務は、受付案内と相談業務、情報開示等の窓口である『情報相談コーナー』、各種証明書の発行窓口である『証明コーナー』、住民

異動と関連諸手続きの一連受付窓口である『届出コーナー』の3つのコーナーを設置しました。

また、窓口利用者の各種補助の専任スタッフとして『フロアアシスタント』を配置しました。



平成19年7月組織・機構の見直しに伴う部・室数比較

【見直し前】14部84室 【見直し後】14部83室

(ただし、教育委員会を除く委員会・伊賀南部環境衛生組合は含まず。)

(参考)

平成19年4月1日付組織・機構の見直しについて

1. 副市長の設置

地方自治法の一部改正により、副市長を設置しました。なお、総括調整監及び調整監を設置していましたが、副市長の設置に伴い廃止し、企画財政部総合企画政策室において重要施策及び特命事項も含めた行政施策の総合調整機能を持つこととしました。

2. 限定特定行政庁の設置

限定特定行政庁の設置により、都市環境部建築開発室にて2階建て木造住宅などの小規模建築物の確認・検査事務、私道の道路位置指定、建築物リサイクル法に基づく一部の建築物の届出受理を所掌することとなりました。

3. 名張市消防本部の設置

平成19年3月31日の伊賀南部消防組合の解散により、伊賀市と共同処理してきた消防事務を名張市において実施するため名張市消防本部を設置しました。組織については、伊賀南部消防組合における課係制を廃止し、室制を導入しました。